12356

借用申金子之事

一金二拾両之

右者当座方就要用借用申處
実正之儀に候へ共 来ル 月
限急度元利共返済仕候為
後日依而如件

慶応二寅年 九月

朱座役所

河合美二郎

山村弥兵衛

糸屋政一郎

河合小左衛門殿

上京 新朱座 慶長拾四 酉九月朔日

国立国会図書館　タイトル『[朱座役所借用証文]』 請求記号 本別16-25

別16
25

朱座役所借用證文　慶應二年

國立圖書館
昭 23. 5. 28 和
寄贈

別16-25

国立国会図書館　タイトル『[朱座役所借用証文]』　請求記号 本別16-25